

生物多様性影響評価総合検討会

令和7年3月6日（木）

午後 2 時 0 9 分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年度第 2 回生物多様性影響評価総合検討会を開催いたします。

本日の総合検討会ですが、伊藤委員、木島委員、篠崎委員、芝池委員、對馬委員、津村委員、平塚委員に御出席いただいております。また、間瀬委員におかれましては所用のため御欠席と伺っております。

それでは、この後の議事進行につきましては平塚座長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○平塚座長 それでは、早速ですが、議事の 1、遺伝子組換え生物の第一種使用規程の承認に係る申請書等について、本日は農林水産大臣及び環境大臣宛てに提出された 4 件の第一種使用規程承認申請について、農作物分科会での検討結果を芝池委員から御報告いただき、より幅広い視点から遺伝子組換え生物による生物多様性に及ぼす影響について御検討いただきたいと思います。

それでは、1 件目、SCC Scientific Consulting Company Japan株式会社から申請がありました除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて検討したいと思います。

本案件では隔離ほ場試験を筑波大学で行っております。生物多様性影響評価検討会総合検討会申合せ、生物多様性影響評価検討会総合検討会の調査審議についてに基づき津村委員が筑波大学の役職員であり利害関係者になりますので、最終的な意見の取りまとめの際には退室いただきます。

最終的な意見の取りまとめからは外れていただきますが、それまでの審議には加わっていただき御専門の立場から御意見、御質問を述べていただきたいと思います。と存じます。

まずは事務局から本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局 事務局の山田です。

資料を共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料 1 の 3 ページ目を共有しております。

紹介ありましたように、申請者は SCC Scientific Consulting Company Japan 株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ、括弧の中は省略いたします。

使用等の内容は食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性及び有害物質の産生性に関しましては、野生動植物は特定されず生物多

様性影響の有無はなしと判断されております。

交雑性に関しましてはツルマメが特定され、ツルマメ集団中に改変 $cp4\ epsps$ 遺伝子及び pat 遺伝子が浸透し、その集団の競合における優位性が高まる可能性が考えられましたが、導入遺伝子がツルマメの集団中に浸透していくことは考え難いことから、生物多様性影響の有無はなしと判断されております。その他の特記事項及び事前コメントはございません。

それから、最後検討の結果についてですが、本件の検討の結果を既に委員の方々にはお送りしてご確認いただいているところです。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございます。

それでは、農作物分科会での検討結果について農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて、農作物分科会における検討結果の概要を報告いたします。

本組換えダイズは*Agrobacterium* sp. CP4株由来の改変5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素をコードする改変 $cp4\ epsps$ 遺伝子、それから*Streptomyces viridochromogenes*由来のホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼをコードする pat 遺伝子の発現カセットを含むT-DNA領域が染色体上に1コピー導入されています。

競合における優位性についてですけれども、本組換えダイズは除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性が付与されているものの、自然環境下でこれらの除草剤が散布されることは考えにくく、両形質により競合における優位性が高まることはないと考えられました。

本組換えダイズと対照の非組換えダイズとの競合における優位性に関わる形質について、隔離ほ場試験において検討しました。その結果、主茎長、それから主茎節数、分枝数及び着莢数において統計学的な有意差が認められました。しかし、従来品種の種内品種間変動の範囲に収まっていたことから、本組換えダイズの競合における優位性を高めるものではないと考えられました。

以上のことから、本組換えダイズは競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について、本組換えダイズでは発現する改変CP4 EPSPS蛋白質及びPAT蛋白質は有害物質としては知られておらず、既知アレルゲンとの相同性検索からこれらの蛋白質がアレルギー性を有することはないと考えられました。

また、改変CP4 EPSPS蛋白質とPAT蛋白質、これらは非常に基質特異性が高く、おのおのが触媒する酵素反応及び基質の構造も異なることから、両蛋白質が宿主の代謝系へ作用して新たな有害物質を産生するとは考えられませんでした。

さらに本隔離ほ場試験の土壌微生物相試験において、放線菌数でのみ統計学的有意差が認められました。本組換えダイズ栽培中の放線菌数は対照の非組換えダイズ栽培土壌に比べて多く、過去の国内隔離ほ場試験における非組換えダイズ品種栽培土壌中の放線菌数の範囲に収まっていました。

以上のことから、本組換えダイズは有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

そして、最後に交雑性について、本組換えダイズとツルマメが交雑することにより、本組換えダイズ由来の改変*cp4 epsps*遺伝子、それから*pat*遺伝子がツルマメの集団中に浸透した後、その集団の競合における優位性が高まることが考えられました。国内で行われた研究の結果から、本組換えダイズとツルマメの交雑性は、従来ダイズとツルマメと同様に非常に低い値であることが推測されました。

仮にダイズとツルマメが交雑した場合でも、雑種及びその雑種後代は個体当たりの種子生産数、それから種子の越冬率といった形質において雑種弱勢の状態にあり、遺伝子組換えダイズの導入遺伝子が交雑によってツルマメ集団中に広がることはないと言われています。

また、本組換えダイズには除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性が付与されていますが、自然環境下でこれらの除草剤が散布されることは考えにくく、本組換えダイズがツルマメと交雑した雑種やその後代が生じて、自然環境下においてツルマメと比べ競合における優位性が高まることはないと考えられました。

以上のことから、本組換えダイズは交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると考えました。

農作物分科会の結論としては、本組換えダイズを第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断しました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告いただいた分科会の検討結果、資料2-1は本総合検討会の審議の後、学識経験者の意見として取りまとめ、大臣宛てに報告するものです。

どなたからでも結構です。御質問、御意見等はございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

特にないようですので、ここで検討の結果として取りまとめたいと思います。

津村委員は一旦退室しロビーで待機願います。

(津村委員 退室)

○事務局 退室されました。お願いいたします。

○平塚座長 特に御意見ないということでしたので、内容が科学的に適正であると判断いたします。

本件申請者から提出されました除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。

では、津村委員の入室をお願いします。

(津村委員 入室)

○事務局 津村委員、入室されました。

お願いいたします。

○平塚座長 どうも御協力ありがとうございました。

それでは、2件目、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から申請がありましたチョウ目害虫抵抗性ダイズについて検討したいと思います。

まず、事務局から本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局 事務局の山田です。

それでは、資料を共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料1の4ページ目を共有しております。

申請者は説明がありましたようにコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称はチョウ目害虫抵抗性ダイズ、使用等の内容は隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性及び有害物質の産生性に関しましては、野生動植物は特定されず生物多様性影響の有無はなしと判断されております。

交雑性に関しましてはツルマメが特定され、ツルマメ集団中に *cry1B. 61. 1* 遺伝子、*cry1Ca. 03* 遺伝子及び *vip3Ab1. 740* 遺伝子が浸透し、その集団の競合における優位性が高まる可能性が考えられましたが、導入遺伝子がツルマメの集団中に浸透していくことは考え難いことから、生物多様性影響の有無はなしと判断されております。その他特記事項はございません。

それから、検討の結果についてですが、本件の検討の結果も既に委員の方々にお送りしご確

認いただいているところでございます。

事務局からは以上となります。

それでは、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございます。

それでは、農作物分科会での検討結果について農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 チョウ目害虫抵抗性ダイズについて、農作物分科会における検討結果について概要を報告いたします。

本組換えダイズは*Bacillus thuringiensis*に由来するCry1B. 61. 1蛋白質をコードする遺伝子、それからCry1Ca. 03蛋白質をコードする遺伝子、それからVip3Ab1. 740蛋白質をコードする遺伝子、この3つの遺伝子を含む発現カセットを含む挿入DNA領域が染色体上に1コピー含まれています。

初めに競合における優位性についてです。

栽培作物であるダイズは雑草としての特性は有しておらず、自然環境下で雑草化したという報告はありません。

ダイズが自生能力を獲得するためには種子の脱粒性及び休眠性の獲得が必要であるとされています。しかし、本組換えダイズに付与されたチョウ目害虫抵抗性がこれらの特性に関与するとは考えにくく、本組換えダイズが我が国の自然環境下で自生するようになることはなく、競合における優位性が高まることもないと考えられました。

以上のことから、本組換えダイズは限定された環境で一定の作業要領を備えた隔離ほ場における栽培、管理、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内においては競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について、本組換えダイズ中に産生されるCry1B. 61. 1蛋白質、それからCry1Ca. 03蛋白質及びVip3Ab1. 740蛋白質が酵素活性を有するとの報告はなく、宿主の代謝経路に作用して有害物質を産生するとは考えられませんでした。また、これらの蛋白質は既知アレルゲンとの間に有意な相同性は見られず、アレルギー性を誘発する可能性も低いと考えられました。

一方、本組換えダイズはCry1B. 61. 1蛋白質、それからCry1Ca. 03蛋白質、それからVip3Ab1. 740蛋白質により特定のチョウ目昆虫に対して殺虫活性を示すと考えられます。

本組換えダイズの使用は隔離ほ場内に限定されるため、チョウ目昆虫が隔離ほ場内で本組換

えダイズを直接採餌する場合の影響について、隔離ほ場周辺に生息するチョウ目昆虫が受ける影響というのは慣行栽培における防除によって受ける影響を超えないと考えられます。

また、本組換えダイズから隔離ほ場外に飛散した花粉を採餌する場合、それから本組換えダイズが交雑によってツルマメと雑種を形成し、チョウ目害虫抵抗性を獲得した雑種及びその後代を採餌する場合の影響についてですけれども、ダイズは一般的に自家受粉率が高い自殖性の植物では場内外及び周囲への花粉の飛散もほとんどないことから、これら2経路による影響を受ける可能性は低いものと考えられました。

以上のことから、本組換えダイズは限定された環境で一定の作業要領を備えた隔離ほ場における栽培、管理、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内において有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

第3に交雑性について、本組換えダイズとツルマメが交雑することにより、本組換えダイズ由来の *cry1B. 61. I* 遺伝子、*cry1Ca. 03* 遺伝子、それから *vip3Ab1. 740* 遺伝子がツルマメの集団中に浸透した後、その集団の競合における優位性が高まる可能性が考えられました。

しかし、ダイズとツルマメが自然交雑する可能性は極めて低いことが示されています。また、本組換えダイズに産生される導入蛋白質によりチョウ目害虫抵抗性が付与されますが、当該形質が交雑性に関与するとは考えられません。また、本組換えダイズの交雑性は従来のダイズの交雑性と特段異なるものではないと考えられました。

本組換えダイズが隔離ほ場内での試験栽培にのみ使用されることで、当該隔離ほ場においてこれまでツルマメの自生は確認されていないこと、また隔離ほ場試験に当たって播種期及び成熟期から収穫期においては防鳥網等を設置することにより、本組換えダイズが自然環境下で自生するツルマメと交雑することはないと考えられました。

加えて、本組換えダイズとツルマメが交雑した場合もその雑種が我が国の自然条件下で適応していく可能性は低く、本組換えダイズの形質のみで雑種の競合性がツルマメより高まる可能性も低いと考えられました。

以上のことから、本組換えダイズは限定された環境で一定の作業要領を備えた隔離ほ場における栽培、管理、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内では交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

以上、農作物分科会の結論として、本組換えダイズは限定された環境で一定の作業要領を備えた隔離ほ場における栽培、管理、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内においては、我が国における生物多様性に影響を生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の

結論は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただいた分科会の検討結果、資料3-1について御質問、御意見等はございませんでしょうか、どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

こちらでも事前に検討していただいているところではございますが、何か表記の間違い等の御指摘でも構わないと思いますので、よろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、本件に関しまして内容が科学的に適正であるということにさせていただきたいと思いますので、本件申請者から提出されましたチョウ目害虫抵抗性ダイズについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれがないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして3件目、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から申請がありました高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて検討したいと思います。

それでは、事務局から本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局

紹介ありましたように、申請者はコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社、遺伝子組換え生物の名称は高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ、使用等の内容は食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性、有害物質の産生性及び交雑性のいずれに関しまして野生動植物は特定されず生物多様性影響の有無はなしと判断されております。また、その他特記事項及び事前コメントはございません。

本件の検討の結果につきましても事前に委員の方々に送付してご確認いただいているところでございます。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございました。

それでは、農作物分科会での検討結果について農作物分科会の芝池座長より概要を説明願

ます。

○芝池委員 高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて農作物分科会における検討結果の概要を御報告いたします。

本スタック系統は高オレイン酸含有及び除草剤アセト乳酸合成酵素耐性ダイズDP-305423-1、それから除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDAS44406の2つの親系統を用いて交雑育種法により作成されたものです。

本スタック系統で産生される除草剤耐性蛋白質はいずれも酵素活性を有しますが、基質特異性を有する上に各蛋白質の基質は異なり、関連する代謝経路もお互いに独立していることから、これらの蛋白質が相互に作用して宿主の代謝系を変化させ、予期しない代謝物が生じることは考えられません。また、本スタック系統で発現する *gm-fad2-1* 遺伝子は蛋白質の翻訳領域をコードしておらず、新たな蛋白質が産生されるとは考えられません。また、同遺伝子の転写産物と除草剤耐性蛋白質が関与する代謝経路は互いに独立していることから、相互に影響を及ぼすことは考えられません。

以上のことから、本スタック系統において両親系統由来の蛋白質による親系統の範囲を超えた新たな特性が付与されるとは考えにくく、親系統が有する形質を併せ持つこと以外に評価すべき形質の変化はないと考えられました。

親系統における競合における優位性、有害物質の産生性、それから交雑性については検討が終了しており、当該検討の結果では両親系統を第一種使用規程に従って使用した場合、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断されています。

以上より、農作物分科会の結論として本スタック系統を第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただいた分科会の検討結果、資料4-1について御質問、御意見等はございませんでしょうか、どなたからでも結構です。

また、表記の間違い等お気づきの点がもしあればということになりますが、特にないようでしたら本件につきましても内容が科学的に適正であるとさせていただきたいと思います。

それでは、申請者から提出されました高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻

害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズについて第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告をしたいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして4件目、バイエルクロップサイエンス株式会社から申請がありました除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイについて検討したいと思います。

まず、事務局から本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局 事務局の山田です。

それでは、資料を共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料1の6ページ目を共有しております。

紹介ありましたように、申請者はバイエルクロップサイエンス株式会社、遺伝子組換え生物の名称は除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ、使用等の内容は食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性、有害物質の産生性及び交雑性のいずれに関しましても、野生動植物は特定されず生物多様性影響の有無はなしと判断されております。その他特記事項や事前コメントはございません。

それから、最後検討の結果についてですが、本件の検討結果も既に委員の方々にはお送りしご確認いただいているところです。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございました。

それでは、農作物分科会での検討結果について農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイについて農作物分科会における検討結果の概要を御報告いたします。

本組換えテンサイは*Agrobacterium* sp. CP4株由来の改変5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素をコードする改変*cp4 epsps*遺伝子、それから*Streptomyces viridochromogenes*由来のホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼをコードする*pat*遺伝子及び*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6株由来の改変KWS20-1ジカンバモノオキシゲナーゼをコードする改変*dmo*遺伝子の発現カセットを含むT-DNA領域が染色体上に1コピー組み込まれていま

す。

競合における優位性についてです。

本組換えテンサイには除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバに対する耐性が付与されていますが、これらの除草剤の散布が想定されない自然環境下において本形質が競合における優位性を高めるとは考えられません。

我が国の隔離ほ場、それから米国のほ場及び人工気象室において競合における優位性に関わる諸形質を調査した結果、根の重さ、それからトッブルート比、千粒重、それから死亡種子率及び吸水膨潤状態種子率において本組換えテンサイと対照の非組換えテンサイとの間に統計学的有意差が認められました。しかし、いずれの調査項目についても非組換えテンサイの品種間変動の範囲内であると考えられました。

以上のことから、本組換えテンサイは競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について、3種類の除草剤耐性蛋白質が発現していますが、これらの蛋白質は有害物質としては知られていません。また、これら蛋白質は既知アレルゲンとの構造的に類似性のある配列を有していないことも確認されています。

それから、EPSPS 蛋白質、それから PAT 蛋白質及び DMO 蛋白質の基質特異性は非常に高く、これらの蛋白質が宿主の代謝系に作用して有害物質を産生するとは考えられませんでした。

また、我が国の隔離ほ場において実施した土壤微生物相試験、それから鋤込み試験及び後作試験により比較した結果、土壤微生物相試験の糸状菌数を除く全ての項目において統計学的な有意差は認められませんでした。また、糸状菌数で認められた統計学的有意差についても本組換えテンサイ栽培土壤中の糸状菌数は対照の非組換えテンサイ栽培土壤中の糸状菌数よりも高い値を示したことから、本組換えテンサイから糸状菌に対する有害物質が産生されていることを示すものではないと考えられました。

以上のことから、本組換えテンサイは有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断しました。

最後に交雑性について、我が国においてテンサイと交雑可能な近縁野生種の自生については報告がないため、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されませんでした。

以上のことから、本組換えテンサイは交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

農作物分科会の結論として、本組換えテンサイを第一種使用規程に従って使用した場合に、

我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただいた分科会の検討結果、資料5－1について御質問、御意見等はございませんでしょうか、どなたからでも結構です。

特にございませんでしょうか。

特にないようですので、本件につきましても科学的に適正であるということにさせていただきますと思います。

申請者から提出された除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイについて第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれがないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。

これで議事の1は終了でございますが、特に何かございませんでしょうか。

ないようでしたら議事の2、その他です。

事務局からの報告等ございますでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

この後農産安全管理課より1点御報告がございます。

では、農産安全管理課の方からお願いいたします。

○農産安全管理課 農産安全管理課から国内隔離ほ場での情報収集を不要とし得る遺伝子組換えダイズの第一種使用規程の申請に係る事前相談の結果について御報告させていただきたいと思っております。

資料を共有させていただきます。

参考資料の3でございます。

御報告に当たりまして、まず遺伝子組換え農作物の承認申請に当たりまして、国内隔離ほ場における栽培試験を不要とする制度について御説明させていただきます。

なお、これまでも本会議で御説明しておりますので、要点だけかいつまんで御説明させていただきます。

こちらは参考資料の2ページ目、遺伝子組換え農作物の承認申請の詳細を定めました通知の抜粋でございます。

遺伝子組換え植物の承認申請に当たりましては、国内隔離ほ場で栽培、情報収集し、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることを求めています。

他方、下線部分ですけれども、トウモロコシ、ワタ又はダイズを宿主とするものでありまして、移入された核酸がこちらの①と②、①査読論文の公表等により作用機序が明らかであると認められるもの、②付与する特性が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が過去に承認されたものと同程度以下と認められるもの、こちらの2条件を満たす遺伝子組換えトウモロコシ、ワタ又はダイズにつきましては我が国の自然条件下で生育した場合の特性が明らかであるとしまして、国内隔離ほ場での情報収集を行う必要はないと規定しております。

本制度に基づきまして、バイエルクロップサイエンス株式会社から隔離ほ場試験を不要とし得る遺伝子組換えダイズについて2系統の相談がありました。

系統の具体としまして、参考資料3の1ページ目の下の表、左から3列目、相談のあった案件の形質（核酸）の欄に導入遺伝子を記載しております。

上段の番号1の系統ですけれども、形質としては除草剤耐性、具体的には除草剤グルホシネート、除草剤ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系除草剤及びトリケトン系除草剤への耐性をそれぞれ付与します *pat*、改変 *dmo*、*ft_t. 1*、*tdo* の4つの遺伝子が導入されたダイズになります。

下段の番号2の系統ですけれども、こちらは害虫抵抗性、具体的にはチョウ目害虫抵抗性を付与する *cry1A. 2* 及び *cry1B. 2* 遺伝子が導入されたダイズとなっております。

まず、1のダイズですけれども、導入遺伝子のうち *ft_t. 1* 遺伝子及び *tdo* 遺伝子につきましては承認済みの遺伝子組換えダイズでずばり同一の遺伝子が導入されたものはございませんが、査読論文の情報からその作用機序が明らかであると認められること、また、承認済みのGMダイズにおきまして同一の除草剤グループ又はより広範な除草剤グループへの耐性を付与する遺伝子を導入した例が既にあること、また本系統に付与された除草剤耐性による影響の程度を生物多様性影響の評価項目である競合における優位性、有害物質の産生性及び交雑性の観点からそれぞれ考察した結果、いずれも影響が生じる可能性は極めて低いと考えられたことから、過去に承認されたダイズの影響の程度を越えることはなく、先ほど御説明した2要件への合致が認められると事務局としては考えまして、農作物分科会の委員の先生方にもその旨御説明、御確認いただいたところです。

2のダイズですけれども、こちらは導入された *cry1A. 2* 遺伝子及び *cry1B. 2* 遺伝子ともに承認済みのダイズで同一の遺伝子が導入された例はございません。他方、査読論文の情報からその作用機序は明らかであると認められること、また、両遺伝子により産生される蛋白質を用いた生物検定の結果、過去に審査した *cry1* グループに属する殺虫性蛋白質と同様にチョウ目昆虫種に限定した殺虫活性を示したことに加えまして、本系統に付与されたチョウ目害虫抵抗性が生

じさせる可能性のある生物多様性影響の程度を考察した結果、影響が生じる可能性は極めて低いと事務局としては考えられたことから、こちらも要件への合致が認められるとして農作物分科会の委員の先生方に御説明の上御確認をいただいたところです。

つきましては、こちらのダイズ2系統につきまして隔離ほ場試験による情報収集を不要とさせていただいた上で、今後海外での栽培試験データなどを基にした一般的な使用に関する承認申請を改めて受けるという形で進めてまいりたいという御報告になります。

私からは以上でございます。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま農産安全管理課より説明のあった事項について御質問、御意見等はございますでしょうか、どなたからでも結構です。

ダイズもいよいよいわゆるデータトランスポートビリティを認めて、隔離ほ場試験免除というところに踏み出すという話になりますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたらそのほか本日の議事全般について何かございませんでしょうか。

特にないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 本日は熱心な御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回生物多様性影響評価総合検討会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会